

1710【フラット35】団信制度改正の内容

これまでよりも便利で保障内容が充実した団信付の【フラット35】がスタートしました！
変更ポイントは以下の2点です

変更ポイント①：団信特約料の別払いが不要になりました(金利組込型になります)

■支払いを忘れて、保障が受けられなくなる心配もありません！

変更ポイント②：保障内容が充実しました

変更・追加内容

- (1)従来の死亡保障と高度障害保障から死亡保障と身体障害保障に変更
※告知内容等により、死亡のみの保障も対応可能
- (2)新3大疾病付機構団信の保障内容に、新たに介護保障が追加

- (1)身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたときに保険金が支払われます。
- (2)保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度による要介護2から要介護5までのいずれかに該当していると認定されたときに保険金が支払われます。
また、保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、所定の要介護状態に該当し、該当した日を含めて180日以上要介護状態が継続したことが医師によって診断確定されたときに保険金が支払われます。
※ 高度障害保障と身体障害保障の違い等の詳細は、別添のチラシを確認ください⇒[こちら①](#)

運用開始：平成29年10月1日以降の新規借入申込受付分から

注意事項：健康上の理由その他の事情で新機構団信にご加入されないお客さまも【フラット35】はご利用頂けます
(ただし、利用の可否につきましては、別途融資審査が必要となります)
団信加入の有無やその種別により、金利が異なります(下表参照ください)

【平成29年10月1日以降の金利の考え方】

<K1・K3>

※当月の適用金利は[こちら②](#)



団信種別等		①新団信 (一般)	②新団信 (夫婦連生)	③新団信 (3大疾病)	④新団信 (不加入)	⑤旧団信
返済期間	融資率 9割以下	(基準)	(+0.18%)	(+0.24%)	(▲0.20%)	(▲0.28%)
20年以内	融資率 9割超					
返済期間	融資率 9割以下					
21年以上	融資率 9割超					